

【社会福祉法人たちばな会】

女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法 に基づく一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日 ～ 令和13年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。(次世代法・女活法)

男性職員・・・取得率75%以上

女性職員・・・女性職員全体と有期雇用の女性職員それぞれについて、
取得率100%とする

<対策>

- ・令和8年4月～ 新入職員入職オリエンテーションにて、育児休業制度について説明する。
- ・令和8年4月～ 各事業所ごとに職員に、育児休業制度のパンフを配布し、制度の周知と利用を促す。
- ・令和8年4月～ 職員から妊娠報告があった場合は、育児休業制度について再度説明し利用を促す。

目標2：全職員の時間外・休日労働時間の平均を各月120時間未満とする。(次世代法・女活法)

<対策>

- ・令和8年4月～ ハローワーク求人等の活用による人員確保・増加
- ・令和8年4月～ 各部署における問題点の検討及び業務量の見直し

目標3：管理職に占める女性労働者の割合を25%以上にアップする。(女活法)

<対策>

- ・令和8年4月～ 管理職候補となるような女性職員の採用を増加する
- ・令和8年4月～ 育児・介護と両立しながら管理職を目指せる環境づくり